



- 県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書で提言のあった次期事業展開の方向性に基づき、第5事業（R8～12）では制度を見直し

次期事業展開の方向性

（県民まちなみ緑化事業（第4期）評価・検証報告書より）

1 多様な実施主体による事業活用の推進

- 民間事業者による緑化活動に対する積極的支援
- 非地縁型コミュニティによる取組への支援（「住民団体」要件の見直し）
- 市町が住民や民間事業者と連携協力して実施する緑化事業への幅広い支援

2 質（期待される効果）の高い都市緑化に対する重点支援

- 都市部における質の高い緑地整備に対する補助拡充

3 より活用しやすい制度への改善

- 全ての補助メニューがより多くの県民・事業者を活用されるよう、補助要件、補助対象等を再整理

4 異常高温対策に寄与する緑地整備への支援

- 夏季の異常高温の対策に寄与する緑の整備に対する積極的支援

5 持続可能な維持管理のための支援

- 維持管理の負担を軽減する用具の設置・導入を積極的に支援
- 枯損した緑の復旧、故障した用具の修理等への支援

第5期における制度見直し

1 「住民団体」要件の見直し

（現 行）概ね10人以上で構成された自治会、緑化活動団体等
 （見直し後）概ね5人以上で構成されたグループ（代表者は県内在住、在勤又は在学に限る）

2 官民連携による緑化の取組を支援

・「一般緑化」で、市町が住民や企業等と連携（※）して実施する緑化事業に係る費用を補助 ※植栽又は維持管理等に県民や企業が参画するもの

3 高質な都市緑化（高木の植樹等）に対する補助拡充

・都市部（市街化区域・人口集中地区）を対象に民間事業者等による質の高い緑地整備（※）に対して補助率・補助限度額を拡充
 ※公開性、緑化面積、高木の本数、暑さ対策への貢献度等を評価

「都心緑化」(駅周辺の大規模緑化)の補助拡充

・協議会のほか、一の法人でも申請可とするとともに、補助率・補助限度額を拡充

4 補助要件・補助対象の一部見直し

・都市部（市街化区域・人口集中地区）を対象に要件等を一部緩和
 「一般緑化」…将来、緑地に供される場合、植栽基盤整備のみを補助
 「屋上・壁面緑化」…視認性等の補助要件を撤廃

5 維持管理の負担を軽減する用具等への支援

・維持管理の負担を軽減する用具（自動灌水装置等）を導入する場合の補助限度額加算を、現行の「校園庭の芝生化」に加え、「一般緑化」、「ひろばの芝生化」でも実施
 ・枯損した高木の復旧、用具の修理等への補助

第5期事業（R8～12年度）の制度概要

第5期目標

住民団体による緑化活動の支援	1,080団体／5年
法人による緑化活動への支援	60者(社)／5年
人口集中地区における緑化面積	25ha／5年
人口集中地区以外の緑化面積	25ha／5年

*所要額は5年（R8～12年度）で32億円、年間 6.4億円（第4期と同規模）

…拡充・見直し箇所

補助区分	一般緑化	校園庭の芝生化	ひろばの芝生化	駐車場の芝生化	建築物の屋上・壁面緑化	都心緑化
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 概ね5人以上で構成されたグループ（代表者は兵庫県内に在住、在勤又は在学である者に限る） （概ね10人以上で構成された、自治会等の地域基盤団体又は地域住民が参画する緑化活動団体等（4期）から拡充） まとまった面積の緑化が可能な土地所有者・管理者等（個人、法人等） ※芝生化に係るメニューでは、上記に加え、芝生化箇所の利用・維持管理を行う複数の者で構成される団体（芝生化実行委員会）も対象					<ul style="list-style-type: none"> 法人、個人、住民団体、市町等で構成される協議会 法人
対象地域	住民団体が公共用地で実施する場合 ・都市計画区域全域 ・緑条例 まちの区域・さとの区域 等		個人・法人等が実施する場合 ・線引き都市計画区域のうち市街化区域 ・非線引き都市計画区域のうち用途地域が定められた区域 ・緑条例 まちの区域 等		※「校園庭の芝生化」は県内全域が対象	・人口集中地区に所在する駅から概ね1km圏内の区域
最小補助面積	人口集中地区 30㎡ 上記以外 住民団体：30㎡、個人法人：100㎡			人口集中地区 30㎡ 上記以外 100㎡	人口集中地区 30㎡ 上記以外 100㎡	1.000㎡
補助率	住民団体…10/10 個人法人…1/2(通常) 2/3(高質)	住民団体…10/10 法人…1/2	住民団体…10/10 個人法人…1/2(通常) 2/3(高質)	住民団体…10/10 個人法人…1/2	1/2(通常) 2/3(高質)	2/3 (1/2(4期)から拡充)
補助限度額	住民団体…400万円(通常) 600万円(高質) 個人法人…250万円(通常) 500万円(高質) ※別途㎡限度額あり ※自動灌水装置等を導入する場合は加算	住民団体…800万円 法人…500万円 ※自動灌水装置、ロボット 芝刈り機等を導入する場合は加算	住民団体…400万円(通常) 600万円(高質) 個人法人…250万円(通常) 500万円(高質) ※自動灌水装置、ロボット 芝刈り機等を導入する場合は加算	住民団体…375万円 個人法人…250万円 250万円(通常) 480万円(高質)	3.300万円 (2,500万円(4期)から拡充)	
その他	一般緑化【官民連携】 「一般緑化」メニューの中に「官民連携」の区分を設け、市町が県民・企業と連携して実施する緑化事業※1に対して補助※2 ※1 植樹又は維持管理に県民・企業が参画するものが対象 ※2 補助対象者：市町 補助率：1/2 補助限度額：640万円 建築物の屋上・壁面緑化 都市部（市街化区域・人口集中地区）を対象に、視認性等の補助要件を撤廃					
計画事業件数	670件	150件	170件	180件	20件	10件
計 1,200件／5年（R8～12）						